

令和7年度がんばる介護職員応援事業 イメージアップ動画の制作・SNS広告プロポーザル実施要領

I 事業の趣旨

福祉・介護の現場では、関連職種の有効求人倍率の上昇や介護福祉士養成校の入学人数の減少など、人材不足が深刻なものとなっており、社会全体に対し、介護の仕事の本当の魅力ややりがいを訴え、福祉・介護の仕事への理解がより深まるよう働きかけを行っていく必要が生じている。

そこで、福祉・介護の仕事がこれからの社会を支える重要な仕事であることやその魅力、やりがいを小学生、中学生、高校生及びその親世代を中心とした県民に広く訴え介護職のイメージアップを図るために、宣伝効果の高いSNS広告を活用する。

II 事業の概要

1 主催者

社会福祉法人富山県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）
（富山市安住町5番21号）

2 事業名等

がんばる介護職員応援事業 イメージアップ動画広告の制作・SNS広告
（委託期間：契約締結の日から令和8年3月31日まで）

3 内 容

（1）動画広告等の制作・発信

福祉・介護の現場で活躍する中堅職員「がんばる介護職員」等の姿を通して、その仕事の魅力ややりがいを小学生、中学生、高校生及びその親世代に伝え、県民の理解を促すことができる、イメージアップ動画を制作する。

① テーマ等

「小学生・中学生への啓発編」（15分程度）

県内養成校出身で「がんばる介護職員」として表彰された職員等が出演し、出身養成校名の字幕の表示をするほか、福祉・介護に興味をもったきっかけや実際の介護現場についてのインタビューを行い、動画を作成する。

視聴者層は、小学5年生～中学3年生程度とし、福祉・介護について、前年度作成した動画「小学生・中学生への啓発（バーチャンビュー）編」により興味を持った生徒等が、介護現場で働くことの理解をより深めることができる内容とすること。県内の先進的な介護施設や、その施設長等のベテラン職員の出演も考えられるが、効果的な内容があれば提案すること。なお、教育現場でも活用できる内容とする。

また、15分の動画と合わせて30秒程度のショート動画も作成すること。

（※現場で働く「がんばる介護職員」等の撮影が難しい場合は、県内養成校出身の介護職員の出演であれば差し支えない。）

② 業務内容

ア 内容の企画・立案業務

テーマに関する具体的な構成等に関しての企画案の作成

イ 出演者、ロケ地との交渉業務

出演者、ロケ地等の選定及び交渉

(やむを得ない理由で介護施設等をロケ地として利用できない場合や現場で働く「がんばる介護職員」を起用できない場合があるため、スタジオ等での撮影や俳優の起用などについても考慮する。)

ウ 制作業務

- ・シナリオの作成
- ・出演者、ロケ地との打合せ
- ・ロケ地での撮影
- ・編集作業（タイトル・字幕・音楽・効果音等）

制作過程においても県社協と内容について随時協議すること。

③ SNS 広告

YouTube、Instagram、LINE、Facebook 等 SNS 広告の配信

ア 配信期間

(ア)「小学生・中学生への啓発（バーチャンビュー）編」（昨年度動画作成済み）

期間：契約締結後から小学生・中学生への啓発編完成まで

(イ)小学生・中学生への啓発編

期間：動画制作後から10月19日まで

(ウ)介護の日フェスティバル編（昨年度動画作成済み）

期間：10月20日から11月3日まで

その後、11月4日から令和8年2月28日までは令和5年度以降に作成したがんばる介護職員の動画（県内養成校出身者編）等を含めて配信を行うこと。なお、動画は県社協において4種類所持しており、どの動画を使用するかは県社協と協議のうえ決定すること。

R5：県内養成校出身者編 <https://www.youtube.com/watch?v=w98274zA4go>

介護福祉士編 <https://www.youtube.com/watch?v=h5tJSHbWCfg>

R6：県内養成校出身者編 <https://www.youtube.com/watch?v=WCMtUy3XiA8>

小学生・中学生への啓発（バーチャンビュー）編

<https://www.youtube.com/watch?v=BJdxxnx6NHc&t=74s>

イ 対象者

富山県内在住の49歳以下（小学生5年生～中学生、高校生及びその親世代）

ウ 訴求内容

小学生・中学生・高校生及びその親世代へ介護の仕事の魅力・やりがいを伝えることで、介護職を知ってもらい、また、イメージアップにつなげる。

エ 目標値

対象者の6割以上に配信されること。

オ 広告の運用管理

透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

カ 効果測定、改善

(ア) 特に、計測開始から2週間経過後、初動の結果報告や今後の対策につ

いての説明を会議等により行うこと。

(イ) 広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、1月に1回以上月次報告書としてとりまとめを行い、県社協に報告すること。

(ウ) 報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。

なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。

④ 広告データの納品

画像及び音声データをSNS公開までにMP4形式に変換し納品する。

(2) 広告データの利用・公開

県社協は、納品された広告データを、県社協ホームページ、その他のインターネットサイト及び県社協が実施する事業において利用できるものとする。また、受託者がインターネットサイトやSNS、イベント等で利用する場合は事前に県社協の同意を得るものとする。広告データ（音源や著作権等すべて含む）は次年度以降、5年間は無償で利用できることとする。

(3) インタビュー記事の納品

(1)により実施したインタビュー等について、県及び県社協HPへの掲載を前提に6,000字程度の記事とし、話者の写真を添えて納品すること。想定として、3名×2,000字程度としているが、より効果的な方法があれば提案すること。

(4) 小学生を対象とした、VR教材の体験会の開催

昨年度作成の「小・中学生への啓発（バーチャンビュー）編」動画を用い、小学生を対象にVR教材の体験会を県内2校程度で開催する。内容については、基本的な講義を行った後に体験会を開催し、小学生の意見や感想のアンケート等も行うものとする。必要な機材等は受託者において用意すること。ただし、受託者において使用できる機材がなく、委託費により購入を要する場合は、見積書にその費用を明記したうえで、事業終了後は機材を県社協に納品すること。

(5) アンケート調査の実施

介護のイメージ及びSNS広告の効果検証のためのWEBアンケート調査を約100名程度に実施し、令和8年2月に実施し結果報告書を提出すること。アンケート内容及びアンケート方法については、前年度のアンケート項目と同じものとする。その他の詳細は、後日県社協と協議のうえ決定する。

(6) 報告書の提出

業務の完了後、業務の実績報告書とは別に、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。

① (1)、(4)及び(5)業務にかかる効果検証分析レポート

② (1)、(4)及び(5)業務の分析結果により、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案と示唆

(7) 照会への対応

県社協から本業務に関する調査照会があった場合は、随時誠意をもって対応すること。

4 著作権等について

制作した広告の著作権及び放映権は、県社協に帰属するものとする。

5 プロポーザルの提出書類

(1) 企画書 10部

(提案理由、出演者・ロケ地選定理由、企画内容、期待できる効果、アピールポイント等を記載のこと)

(2) 経費見積書 1部

(3) ロケ地関連資料 1部

(4) 会社概要 1部

(5) 委託業務を実施するための社内の実施体制及び配置担当者等

(6) 広告公開計画書 1部

(7) その他参考となる書類 1部

6 経費見積り

(1) 事業費の上限額については、9,900,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)とする。

※制作費や動画広告等への投入金額など一切の経費を含む。

(2) 前記(1)の金額の範囲内で経費見積書を提出すること。

(3) なお、提案された企画については、その内容の一部を変更のうえ、所要経費の削減を求める場合もある。

7 応募期間等

(1) 受付期間 令和7年6月25日(水) 必着

(2) 質問期間 令和7年6月4日(水)～10日(火)まで
別紙質問用紙により受け付けるものとし、回答は6月13日(金)までに県社協ホームページに掲載するものとする。

(3) 応募・問合せ 県社協 施設団体支援課
(富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館2階)
担当 浦山、細川
電話 076-432-6156
FAX 076-432-6532
Mail jinzai-center@wel.pref.toyama.jp

8 事業者の決定及び契約について

(1) 県社協事務局内に設置する審査会において審査し、決定する。

提案者は、審査会において、提案内容の説明を行うものとする。

審査会 日時：令和7年7月10日(木) 13:30～16:00 の間で30分程度

場所：富山県総合福祉会館 3階交流会議室

※説明時間については、後日通知する。

- (2) 審査結果については、採用・不採用にかかわらず、後日、応募者に書面で通知する。
- (3) 採用者とは別途契約を締結し、業務を委託する。

9 その他

- (1) 不採用となった者が提出した書類は、返却しないものとする。
- (2) 提案に必要な経費は、全て提案者の負担とする。